

金融包摂～ファイナンシャル・インクルージョン～の可能性を探る

片岡 理智

フリーライター

1. 世界が注目する「金融包摂」とは

いま「金融包摂 (Financial Inclusion)」という概念が、世界的に注目を集めている。聞き慣れない言葉だが、通常の金融サービスを受けられない人々が、融資などの金融サービスにアクセスできるようにすることを意味する。

貧困や差別などにより、雇用や収入、教育の機会が得られなくなった状況やプロセスを「社会排除」というが、社会排除された人々を立ち直らせるために、経済的、社会的、文化的な標準的な生活に参加する機会や資源を与えることを「社会包摂」と呼ぶ。社会包摂のなかでも、特に経済生活に欠かせない金融サービスに焦点を当て、金融サービスにアクセスできない状態を「金融排除」、金融排除された人々に金融サービスを受けられる状況にすることを「金融包摂」というのだ。

ではなぜ、「金融包摂」が話題になっているのか。

2. 世界的な金融包摂への取組み

EU では、2000 年から最重要政策課題のひとつに、貧困や差別などにより、雇用、収入、教育の機会が得られなくなった人々に、経済、社会および文化的な生活や標準的な生活水準に参加する機会や資源を与え、基本的人権を保障する「社会包摂」(Social Inclusion) が掲げられ、各国が対応策を具体化させている。なかでも英国は、1990 年代ブレア政権が内閣府に社会的排除ユニットを設置して以来、貧困解決や衰退地域の再生に取り組んできた歴史がある。

「社会包摂」を進める上で特に重要視されているのが、基本的金融サービスへのアクセス問題を解消し、サービスを受けられるようにする「金融包摂」である。金融包摂は、人々が日常的な経済生活を送る上で欠かせないものであり、フランスやアイルランドなどを筆頭に欧州全体で積極的に取組みを進めている。

米国では、1970 年代以降、エスニック・マイノリティや女性、低所得者のためのコミュニティ開発を使命とする民間金融仲介組織をつくり、政府主導型で、住宅や零細企業への事業融資、消費者小口金融といったサービスを展開し、すでに定着している。

アジアでは、2006 年のノーベル平和賞を受賞したバングラディッシュの貧困層向け金融機関「グラミン銀行」が有名だが、インドやインドネシア、タイなどでも、さまざま

まな形態のものが見られる。

現在、世界的に「金融包摂」の重要性は認識されており、2010年12月、G20において「金融包摂のためのグローバルパートナーシップ (GPFI)」が立ち上げられ、金融包括同盟 (AFI) や貧困者を助ける協議会 (CGAP) および国際金融公社 (IFC) と協働した作業を進めている。

3. 深刻化する日本の貧困問題

では、日本の場合はどうか。

つい10数年前まで、私たち日本人は皆「1億総中流」だと信じていた。しかしその後の産業構造の変化や雇用環境の悪化により、じわじわと経済格差が広がっている。70年代後半から急増したサラリーマン金融からの借り入れによる多重債務者の多くは、債務を完済したものの生活再建には至っていない。近年、不安定雇用の拡大により、働いてはいるものの極めて所得が低い「ワーキングプア」が増加し、十分な年金を受給できない高齢者も増えている。日本の生活保護受給者は、2014年には過去最高の216万人を記録している。

経済協力開発機構 (OECD) の調査によると、日本の相対的貧困率は16% (2009年) で年々増加傾向にあり、32カ国中6番目の高い数値となっている。つまり年収112万円以下で暮らす人たちの数が、国民の16%にあたる200万人以上、6人に1人が貧困にあえいでいることになる。特に深刻なのが、ひとり親家庭、主に母子家庭とそこに育つ子どもたちの貧困と、高齢者、とりわけ女性の高齢者の貧困である。また、近年日本に定住し始めた外国人の貧困も、問題化している。

怖いことに、失業や病気、家庭崩壊等の理由で、貧困に陥る可能性は、誰にでもあり得る。地域産業の衰退や災害等によって、特定の地域全体が衰退してしまう場合だってある。このような不利な状況が複合的に重なると、解決は容易ではない。さらに、生活困窮家庭で育つ子どもたちの現在のみならず将来にも影響を及ぼし、世代を超えて悪循環が続くことが懸念される。

いまや日本の約3分の1の世帯が、預貯金や有価証券、保険などの金融資産を持っておらず、「金融排除」された状態であるとの調査報告¹もある。

4. 日本での「金融包括」展開の可能性

しかし、私たちのほとんどは、金融排除された人々の存在を知らずにいる。「金融排除」の研究は不十分であり、いまだ問題が可視化されていないのが現実だ。人々が「金融排除」され、「社会排除」される社会構造を、きちんと概念として認識し、政府や研

究者、金融関係者などが、問題点を討議し、解明することで、見えにくいといわれる日本の貧困構造を解明する糸口になるのではないかと考える。その上で、「金融包摂」という解決策を、政策として展開していく必要がある。

確かに「生活困窮者自立支援法」ⁱⁱや「介護保険制度改革」ⁱⁱⁱ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」^{iv}など、貧困・生活困窮者を支援するための法制度改革は進んできた。だが現状では、国や地方自治体の財政状況は極めて厳しく、実効性のある施策展開が保障されていない。政府レベルではまだ、「金融包摂」に関する情報収集や研究を、経済産業省や金融庁で進めている段階である。

これまで、低所得層を対象とした「生活福祉資金貸付制度」と「母子寡婦福祉資金貸付制度」といった小口貸付制度を社会福祉協議会が運営してきたが、さまざまな制限があり、使いにくいとの声も聞く。また、低所得層と中所得層の間に、通常の金融サービスも受けられず、福祉のセイフティーネットにもかからない層が存在している。

こうした福祉や金融の制度の谷間にある層に対し、いくつかの民間組織が金融サービスを提供している。労働金庫や消費生活協同組合は多重債務者向けのsセイフティーネット貸付を長年行って来た。神奈川県的女性・市民・コミュニティバンクはシングルマザー向けの教育ローン、また愛知県のコミュニティ・ユース・バンク momo とあいちコミュニティ財団は、地域課題解決に取り組む事業者への融資を実施。日本財団でも「わがまち基金」を設置し、地域の社会問題解決に取り組む事業者を支援している。だが、どれも増大するニーズに到底追いつかない規模に過ぎない。

金融機関にアクセスできれば、貯蓄の安全性が確保され、金利を受け取り、資産形成ができ、“その日暮らし”の状況から、少しは将来を考える余裕が生まれるはずだ。国や金融機関にとっても、ひとり一人の顧客は零細であっても、たくさんの預貯金や投資を吸収し、国全体の金融システムに取り込んでいければ、経済的なメリットがあることは明白だ。携帯電話や情報通信技術の発展や普及もあいまって、いまや「金融包摂」は多様なサービス形態をもち、慈善福祉事業としてだけではなく、収益の出るビジネスにも成り得ると捉えられ始めている。

基本的な金融サービスのアクセスは、国民が憲法に保障された基本的人権のひとつであると考え。現在「金融排除」されている中小零細企業や個人事業主あるいは生活困窮者ら個人の、金融サービスへアクセスを向上させ、彼らを金融の循環に取り込む「金融包摂」こそが、今後、日本経済の安定と成長、持続に欠かせない鍵となると考える。

i 家計の金融行動に関する世論調査 2014 年（金融広報中央委員会）によると、「金融資産を保有していない」との回答が単身世帯では 38.9%、二人以上世帯では 30.4%となっている。

ii 生活困窮者自立支援法は、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するもので、各自治体において、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用していくことで、一人でも多くの生活困窮者の早期の生活自立につながる効果が生まれるものと期待されている。

iii 介護保険制度は、制度の定着とともに介護保険の総費用は急速に増大しているが、制度の持続可能性を高めるために、軽度者の状態を踏まえた介護予防システムの確立、在宅と施設の給付負担の公平性を図る施設給付の見直し、新たなサービス体系の見直し、サービスの質の確保・向上などを内容とする制度改革が順次行われている。

iv 子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013 年 6 月 26 日に公布された。